

# IOSCO による「株式の国際開示基準」について

平成19年9月14日

大橋 善晃

(日本証券経済研究所)

## IOSCO による「株式の国際開示基準」について（要旨）

前回のトピックスで、IOSCO による「社債の国際開示原則」について紹介したが、この原則は、1998 年に公表された「株式の国際開示基準」を下敷きとして策定されている。IOSCO は社債の公募と上場のための原則の改訂にあたって、開示のベンチマークとして IOSCO 加盟国・地域の間で広く受け入れられているこの「株式の国際開示原則」をどのように役立てるかということを常に念頭において考えてきたとされ、その意味でこの二つの開示原則は、表裏一体のものであると認識されている。

そこで、本レポートでは、前回のレポートを補足する意味もあって、9 年前に公表されたものではあるが、IOSCO による「株式の国際開示基準」を取り上げ紹介することにしたい。

## IOSCO による「株式の国際開示基準」について

日本証券経済研究所  
専門調査員 大橋 善晃

はじめに

前回のトピックスにおいて、IOSCO による「債券の国際開示原則」について紹介したが、この原則は、1998 年に公表された「株式の国際開示基準」<sup>1</sup>を下敷きとし、個々の原則は、株式の国際開示基準に掲げられた開示項目を参考にしながら策定されている。IOSCO は、社債の公募と上場のための原則の改訂にあたって、株式の国際開示基準をどのように役立つかということを中心に念頭に置いて考えてきたとされ、その意味で、IOSCO においては、株式の開示基準と債券の開示原則は表裏一体のものであると認識されている。

そこで、本レポートでは、9 年前に公表され、株式の国際開示のベンチマークとして広く受け入れられているとされる IOSCO の株式国際開示基準について紹介することとした。

「海外発行企業による国境を超えた募集および上場のための国際開示基準」と題する報告書は、第 1 部「開示基準」、第 2 部「開示基準の範囲を超える開示事項」の 2 部構成となっている。このうち第 2 部は加盟各国・地域における事例紹介なので、本レポートでは、第 1 部についてその概要を紹介する事にしたい。

### 1. 取締役、上級管理者、顧問のアイデンティティー IDENTITY OF DIRECTORS, SENIOR MANAGEMENT AND ADVISERS

**開示の目的**：この基準の目的は、企業<sup>2</sup>の代表者および企業の上場または登録にかかわりのある個人を特定することにある。多くの国では、書類<sup>3</sup>に責任を持つ人物の特定も求められている。

《基準》

#### ア．取締役および上級管理者<sup>4</sup> Directors and Senior Management

- ・ 企業の取締役および上級管理者の氏名、勤務地、役職の開示。

#### イ．顧問 Advisors

- ・ 企業が継続的な関係を有する主力銀行、法律顧問の名称および所在地の開示。

<sup>1</sup> 正式名称は、「海外発行企業による国境を超えた募集および上場のための国際開示基準」で、英文名は以下の通り。  
“International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers”, IOSCO, September 1998.

<sup>2</sup> ここで言う企業 (company) とは、その証券が募集されあるいは上場されている企業で、別段の記述がない限り、連結ベースの企業を指す。

<sup>3</sup> ここで言う書類 (documents) には、目論見書、証券の公募に関連して利用される募集書類、証券の初上場に関連して利用される登録届出書を含む。

<sup>4</sup> この用語には、(a)企業の取締役、(b)企業の経営機関、監督機関、管理機関のメンバー、(c)株式資本を有するリミテッド・パートナーシップの場合、無限責任パートナー、(d)前述のポジションに就任予定の候補者、(e)企業の設立から 5 年を超えない場合にはその創業者、が含まれている。

- ・ 上場のスポンサー（受入国<sup>5</sup>の規制によって求められる場合）の名称および所在地の開示。
- ・ 企業の法律顧問の名称および所在地の開示。

#### ウ．監査人 Auditors

- ・ 過去3年にわたる、企業の監査人の名称と住所の開示（専門機関の会員資格も含めて）。

## 2．募集統計および予定表 OFFER STATISTICS AND EXPECTED TIMETABLE

**開示の目的:**この基準の目的は、募集行為に係わる重要情報および当該募集に係わる重要日程を提供することにある。

### 《基準》

#### ア．募集統計資料 Offer Statistics

- ・ 募集方法、たとえば、株主割当（rights offering）か一般募集か、の開示。
- ・ 発行価格ないしは価格決定方法および予定発行株数を含む予定発行総額の開示。

#### イ．募集方法および予定表 Method and Expected Timetable

全ての募集に対して、また、ターゲットの投資家グループ各々に対して、募集手続きに適用しうる範囲で、以下の情報を書類によって開示すること。

募集期間および購入あるいは引受の申し込み先（場所および担当者）、募集期間が短縮ないしは延長される場合があるのかどうか、その場合の方法および期間についての記述。期間短縮の公示方法についての説明。書類が公表された時点で、正確な日付が決まっていない場合、最終的な日付あるいは期間の公表手続きについての説明。払い込みの方法および期限。分割払いの場合には、完済の方法および日付。

株式（該当する場合は、仮証書を含む）の受け渡し方法および期限。

新株引受権<sup>6</sup>（pre-emptive purchase rights）のケースでは、引受権の行使手続き、譲渡性、行使されていない引受権の取り扱い。

証券の分売結果の公表方法についての完全な説明、それが適切ならば、過剰な支払いに対する払い戻しの方法（利息支払いの有無を含む）。

## 3．基本となる情報 KEY INFORMATION

**開示の目的:**この基準の目的は、企業の財務状況、資本金およびリスク要因についての基本的な情報を集約することにある。書類に掲載されている財務諸表が、企業のグループ構成や会計方針の重要な変化を反映して更改される場合には、選別された財務データもまた改定されなければならない。

<sup>5</sup> 受入国（host country）とは、企業が、その証券の募集、登録あるいは上場を目指している母国以外の地域を指す。

<sup>6</sup> 新株引受発行（pre-emptive issue）という用語および新株引受権（pre-emptive right）の意味は、企業における既存株主の所有比率を維持するために、彼らに対して行なわれる募集のことである。

## 《基準》

### ア．選別財務データ Selected Financial Data

企業は、選別された時系列の財務データを提供する。そのデータは、直近5年間のもので、財務諸表と同じ通貨で表示されたものである。しかし、直近5年の最初の2年のうちのどちらか、あるいはその両方について、選別データが省略されることがある。それは、企業が、受入国の監督当局に対して、不当な努力や支出を伴うことなしにはそのような情報が提供できない、あるいは改定できないことを表明した場合である。中間財務諸表が含まれる場合には、選別財務データは、当該中間期について更改される必要がある。中間財務データが含まれる場合、その選別財務データは当該中間期について更新されているはずである。中間財務データは、監査済でなくてもかまわないが、それはあくまで事実が記載されているということが前提である。中間期の選別財務データが提供されている場合には、過去の財務年度における同じ期間の比較可能なデータも提供されているはずである。ただし、年末の貸借対照表情報の説明によって比較可能な貸借対照表の要件が満たされている場合を除く。

提示された選別財務データは、通常以下のような項目を含む。ただし、特定の勘定科目については、対応する企業の財務諸表の勘定科目と同じように表記されるべきである。この種の情報は、少なくとも、正味売上高ないし営業収入、営業損益、継続営業損益、一株あたり純利益、一株あたり純継続利益、総資産、純資産、株主資本、資本異動を反映して調整された発行株式数、財務諸表上の通貨と受入国の通貨の両建てで表された一株あたり配当金（公表された配当金の修正方法を含む）、希薄化された一株あたり純利益を含むものでなければならない。一株あたりの数字は、財務諸表を用意する際に使った会計原則に従って決定されなければならない。

提示された財務諸表が、受入国通貨以外の通貨で表示されている場合には、財務諸表上の通貨と受入国通貨の為替レートの開示が必要である。この目的のために受入国が指定する為替レートは、以下のいずれかである。

- (a) 直近の実施日における為替レート
- (b) 過去6ヶ月における各月の高値および安値
- (c) 直近の5事業年度および財務諸表に提示されている中間期について、期間中の各月の最終日における為替レートの平均値を使って計算された、各期の平均レート

### イ．資本および負債 Capitalization and Indebtedness

- ・ 提供される資本および負債についての説明(保障付と無保証、担保付と無担保、負債への配分)は、書類の公表日に先立つ60日以内のものでなければならない。
- ・ この説明には、実態ベースの企業資本（該当する場合には、発行される新株の販売額を反映して調整された）および純調達金の使途が含まれる。

- ・ 負債には、間接的、偶発的な負債が含まれる。

#### ウ．募集の理由および調達金の使途 Reasons for the Offer and Use of Proceeds

書類には、主要な資金使途ごとに区分けされた純調達額が開示される。受け取った調達金が、計画された全ての用途に資金を供給するうえで十分なものではなかった場合、それらの用途に優先順位が付与され、同時に、必要となるほかの資金源とその金額が提示されなければならない。調達資金について特定の計画を持っていない場合には、企業は、募集の主な理由について説明しなければならない。

調達資金が、通常の業務過程の外で、直接的あるいは間接的に資産を取得するために使われる場合には、当該資産とその価格についての大まかな説明が必要である。当該資産を企業の関係者<sup>7</sup>または同僚から取得する場合には、誰から取得するのか、取得価格はどのようにして決定されるのかを開示しなければならない。

調達金が他の事業の取得資金として使用される場合には、当該事業および取得の位置づけに関する情報についての大まかな説明が必要である。

調達金が負債の返済、削減、償還に使われる場合は、当該負債の利率および満期を開示しなければならない。そして、過去に発生した負債については、当該負債による調達金の使途を開示しなければならない。

#### エ．リスク要因 Risk Factors

- ・ 書類は、しばしば、企業あるいは業界に特有なリスク要因を開示し、「リスク要因」と題するセクションにおいて、投機的なリスクあるいは高リスクについて特集している。企業は、企業にとって優先度が高い順に、リスク要因を開示するよう推奨されているが、それを強制されているわけではない。
- ・ リスク要因としては、企業が携わっているビジネスの内容、企業が営業している国に係わる要因、最近の業績不振、企業の財務状況、企業の証券にとっての流動的な取引所の不在、経営の専門性に対する信頼度、希薄化の可能性、異常な競争状況、差し迫った重要特許の期限切れ、商標ないしは契約、限られた顧客あるいは製品への依存などがある。

#### 4．企業情報 INFORMATION ON THE COMPANY

**開示の目的:**この基準の目的は、企業の事業運営 (business operation)、生産している製品、提供しているサービス、その他事業に影響を及ぼす要因についての情報を提供することにある。この基準はまた、企業の不動産、工場、設備の妥当性および適合性ととも、そのキャパシティの拡大あるいは削減計画に係わる情報の提供が意図されている。いくつかの国では、企業に対して、その不動産の時価を提供するよう求めている。

《基準》

<sup>7</sup> 特定の個人または機関の「関係者」(affiliate)とは、特定の個人または機関を直接・間接に支配し、また、特定の個人または機関によって支配されあるいはその支配下にあるものを指す。

## ア . 企業の歴史および発展 History and Development of the Company

以下のような情報が提供される必要がある。

企業の法律上および営業上の名称。

設立年月日。

企業の法的住所および法的形態、準拠法、法人設立国、本店所在地および電話番号。

もしあるとすれば、受入国における企業の代理人の名称と住所。

企業の事業展開における重要な出来事。たとえば、企業あるいはその子会社の重要な組織変更、合併、統合の内容とその結果についての情報、通常の業務過程外での主要資産の取得ないしは譲渡、業務行為のやり方の重要な変更、生産している製品および提供しているサービスの種類の重要な変更、破産、破産管財人の管理下に置かれること (receivership) あるいはそれに類似した企業またはその主要な子会社についての訴訟の内容と結果等。

企業の主要な資本支出および権利の喪失 (divestiture) (他社の所有権を含む) についての説明。対象期間は、直近 3 事業年度の初めから募集書類ないしは上場書類の日付まで。

現在進行中の主要な資本支出および権利の喪失に関する情報。これらの投資の地域的な分散、資金調達の方法 (内部か外部か) を含む。

昨年度および今年度に行われた第三者による当該企業株の公開買い付けのオファー、当該企業による他社株式の公開買い付けのオファーについての開示。それらのオファーに付随する価格および為替レートそしてその後の結果の記載を含む。

## イ . 事業概況 Business Overview

ここで要求される情報には、以下のようなものがある。

企業の事業および主要業務についての説明。過去 3 年間の年度別の販売製品および提供サービス (主要カテゴリー) 新たに導入した主要な商品およびサービス、そして、すでに発表された新製品およびサービスの開発状況の開示等を含む。

企業が参加している主要市場についての説明。過去 3 年間の年度別総収入を業務カテゴリー別、市場別にブレークダウンしたものを含む。

企業の主要事業の季節変動性についての説明。

原材料の入手先についての説明。主要な原材料の価格が変動しやすいかどうかについての説明を含む。

企業が利用しているマーケティング手段についての説明。割賦販売 (installment sales) のような特殊な販売手法についての説明を含む。

特許や免許、種々の契約 (顧客や供給者との契約を含む) 新たな製造工程への企業の依存度に係わる情報。これらの要因が企業の事業や収益性に重要なかわりを持つ場合には、その開示が必要。

競争上の地位に関する企業の説明について、その根拠の開示。

規制機関を特定しつつ、企業の事業に対する政府規制の重要な影響についての説明。

ウ．組織構成 Organizational Structure

- ・ 企業がグループ<sup>8</sup>の一員である場合には、当該グループおよびグループ内における企業の位置づけについての説明を加えること。
- ・ 企業の主要な子会社のリストを提示すること。子会社の名称、設立国あるいは所在地、所有権の割合、そうでなければ、所有する議決権の割合などを含む。

エ．不動産、工場、設備 Property, Plants and Equipment

- ・ 企業は、リース不動産（leased property）とそれに付帯する債務、当該不動産の規模および用途を含む、主要な有形固定資産に関する情報を提供しなければならない。
- ・ この種の情報には、企業が保有する設備の生産能力や利用度、資産がどのように保有されているか、生産されている製品、場所などが含まれる。
- ・ さらに、企業の資産の利用に影響を及ぼす環境問題についても説明する必要がある。
- ・ 重要な施設の建設、拡張、改良計画に関連して、当該計画策定の狙い、既払い分を含めた支出予定額を開示する必要がある。さらに、当該活動のための資金調達方法、開始時期および完了時期、完了によって獲得する生産能力の増強などについても開示が必要である。

5．事業および財務状況とその見込み OPERATION AND FINANCIAL REVIEW AND PROSPECTS

**開示の目的：**この基準の目的は、企業の財務状況に影響を与える要因についての管理者の見解を提供し、また、企業の将来の財務状況と業績に重大な影響を及ぼすとみられる要因やトレンドについての管理者の評価を提供することにある。

《基準》

企業の財務状況、財務諸表に記載を求められている期間および中間期における財務状況と業績の変化について取り上げる必要がある。この種の情報には、企業の事業を全体的に理解するために必要な範囲内において、財務諸表の項目（line items）の一部における年々の重要な変化の原因についての説明を含む。提供される情報は、当該企業の個々の部門全てにかかわるものであるべきだ。投資家が企業の財務状況や業績の変化を理解する上で必要なさまざまな情報に加えて、とりわけ以下のような情報の提供が求められる。

ア．業績 Operating Result

利益が影響を受けた程度を明示したうえで、異常な展開、めったに起こらない展開、新たな展開などを含め、企業の営業利益に大きく影響を及ぼした重要な要因に関する情報を提供しなければならない。企業業績を理解するために必要な収入および支出のその他の重要項目についても説明すべきである。

<sup>8</sup> ここでいうグループとは、親会社およびその全ての子会社のことである。企業グループという場合、それがメンバーとなっているグループを意味する。

財務諸表に示された純売上高（net sales）ないしは純収入（net revenues）の重要な変化の範囲内で、その変化が、価格の変化、製品・サービス販売高の変化、新製品・サービスの導入などに帰せられる程度についての物語風の考察（narrative discussion）。

重要であるとすれば、インフレの影響。財務諸表に表示されている通貨が、超インフレを経験した国の通貨である場合には、超インフレの存在の有無、過去5年間におけるインフレ率（年率）、超インフレの事業への影響を含む。

重要であるとすれば、為替変動の影響に係わる情報、および、外貨建て投資のうちどの程度がヘッジされているかについての情報。

企業の事業および受入国の株式保有者による投資に重大な影響を及ぼす政府の経済的、財政的、金融的、政治的な政策もしくは要因に係わる情報。

#### イ．流動性および資本の供給源 Liquidity and Capital Resources

企業の流動性に係わる情報（短期および長期）

- (a) 内部および外部の流動性供給源の説明、および、重要ではあるが利用していない流動性供給源の概略。この種の情報には、運転資金は企業が現在必要とするものに対して十分確保されているかどうか、あるいは、運転資金が十分でない場合でも、必要な追加資金を供給するための計画とその内容についての説明が含まれる。
- (b) 企業のキャッシュフローの供給源と供給量の評価。この種の情報には、企業に現金配当、ローンあるいは前払いの形でファンドを移転する子会社の能力に対する法的・経済的な制約の内容とその程度、そして、資金負担を充足するための企業の能力に対するそのような制約の影響についての情報が含まれる。
- (c) レビューの対象期間末における借入金の水準、借り入れ需要の季節性、借り入れの重要な側面および借り入れ機関に関する情報。あわせて、その利用に対する制約についての説明。

利用した金融商品のタイプ、負債の重要な側面、通貨および利子率の構成に係わる情報。この種の情報は、また、財務活動の管理方法の観点からの資金調達および財務政策と目的、保有現金あるいは現金相当物の通貨、固定利率での借入金の程度、ヘッジ目的で利用している金融商品などを含むものでなければならない。

直近の事業年度末およびその後の中間期における資本支出のための重要な契約に関する情報、そして、当該契約の大きな目的の提示、当該契約を充足するために必要な資金調達源に係わる情報。

#### ウ．R&D、特許、ライセンスなど Research and Development, Plants and Licenses, etc

- ・ それが重要なものであるならば、最近3年間のR&D政策についての説明。
- ・ この情報には、直近3年間の各事業年度における企業のR&D活動に対する支出額を

含む。

#### エ．トレンド情報 Trend Information

- ・ 企業による生産、販売、在庫、オーダーブックの状況、そして、費用と販売価格についての、直近事業年度以降における最も重要なトレンドの特定。
- ・ 企業は、少なくとも直近の事業年度について、周知のトレンド、不確実性、需要、契約、あるいは、企業の純売上高、純収入、継続事業利益、収益性、流動性ないしは資本資源、に重要な影響を及ぼすとみられる出来事、あるいは、公表された財務諸表が必ずしも将来の業績あるいは財務状況を暗示しない原因となる出来事について説明する必要がある。

#### 6．取締役、上級管理者および従業員 DIRECTORS, SENIOR MANAGEMENT AND EMPLOYEES

**開示の目的：**この基準の目的は、企業の取締役および管理者に係わる情報を提供することにある。これらの情報は、投資家が、取締役や管理者の職歴、資質、報酬レベルを評価することを可能とし、同様に、彼らと企業との関係の評価を可能にする。この開示基準によってカバーされる個人の特定については、各国によってばらつきがあるので、受入国の法律によって決められることになる。企業の従業員に関する情報もまた必要である。

##### 《基準》

#### ア．取締役と上級管理者 Directors and Senior Management

企業の取締役と上級管理者、そして、企業がその労働に依存している科学者やデザイナーなどの従業員については、以下のような情報が開示されなければならない。

名前、職歴、当該企業における経験職務および経験分野。

発行企業以外で行った主要な事業活動（取締役の場合も含む）。

生年月日あるいは年齢（母国<sup>9</sup>で公表が求められている場合、あるいは、企業によって公開されている場合）。

上記の人々の家族関係。

それによって上記に掲げた個人が取締役あるいは上級管理職の一員として選任されるような株主、顧客、仕入先との契約ないしは合意事項の有無。

#### イ．報酬 Compensation

企業の取締役、経営・監督・管理組織のメンバーについて、直近の事業年度における以下のような情報が開示されなければならない。

支払い報酬額、現物給与。母国において個別の開示が要請されず、企業による公開も行われていないとしても、個人ベースでの報酬開示が求められる。この基準には、その年に引き当てられた臨時報酬ないしは繰り延べ報酬が含まれる。報酬の一部が（a）ボーナスプランあるいは利潤分配制度（プロフィット・シェアリング・プラン）にしたがって

<sup>9</sup> ここでいう母国（home country）とは、企業が法的に組織され、法人化され、設立される地域を指す。そうでなければ、企業が最初に上場した地域を指す。

支払われている場合は、当該制度の概要と対象となる個人がその制度に参加している根拠を開示する必要があり、また、(b) ストックオプションの形で報酬が支払われている場合は、そのオプションによってカバーされている証券のタイトルと金額、行使価格、購入価格（もしあれば）、オプションの有効期限を開示する必要がある。年金、退職金等の支払いに備えて、企業あるいはその子会社によって棚上げされた、あるいは繰り延べられたものの総額。

#### ウ．取締役会の実務 Board Practices

特別の定めのない限り、企業の取締役、経営・監督・管理組織のメンバーについて、以下のような情報が提供されなければならない。

任期満了の期日、妥当な場合、対象となる個人がその事務所で勤務している期間。退職給付に備えた、取締役と企業あるいはその子会社との間のサービス契約の詳細。企業の監査委員会および報酬委員会の詳細。委員会メンバーの名前、委員会運営権限の概要。

#### エ．従業員 Employees

- ・ 過去3年間における事業年度末ないしは年度平均の従業員数（重要であれば、その増減数）。
- ・ 可能であれば、主要な事業分野別、事業所別の従業員数。
- ・ 従業員数の大きな変化、経営管理職と労働組合との関係についての情報。
- ・ 企業が大量の臨時雇用を実施した場合には、直近の事業年度の平均臨時職員数。

#### オ．保有株数 Share Ownership

上記イ．でリストアップされた個人に関しては、直近時点での、持ち株数についての情報（個人ベースの持ち株数および持ち株比率、かれらが異なる種類の議決権を有しているかどうかについての開示を含む）および当該企業の株式に関してかれらが与えられているオプションについての情報。オプションに係わる情報には、当該オプションに必要な証券のタイトルと金額、行使価格、購入価格（あるとすれば）オプションの有効期限が含まれる。

企業の資本に従業員に係わらせるための契約については、その全て。この開示には、オプション、株式、社債の発行あるいは付与にかかわりを持つ契約は全て含まれる。

### 7．主要株主および関係者取引 MAJOR SHAREHOLDERS AND RELATED PARTY TRANSACTIONS

**開示の目的：**この基準の目的は、主要株主あるいは企業を支配している個人または機関に係わる情報を提供することにある。この基準は、また、企業の関係者とともに企業が参加している取引に関する情報、そして、その取引条件が企業にとって公正であるかどうかということについての情報を提供する。これらの基準は、財務諸表作成の際に準拠した会計原則の下では開示が要請されていない関係者取引についてもその開示を要求している。この基準は、株主が利益目的で保有している証券について、その保有状況を継続的に開示す

るよう求められる基準点（閾値）を取り扱うものではない。

《基準》

ア．主要株主 Major Shareholders

企業の議決権つき証券の種類ごとに、その5%以上の所有権を持つ主要な株主に関して、以下のような情報が開示されなければならない（ただし、企業が、その母国において、より低い保有比率の開示を求められている場合には、その比率が適用される）

- (a) 主要株主の名前とその直近の種類別持ち株数および持ち株比率、主要株主不在の場合は、その旨のコメント（appropriate negative statement）
- (b) 過去3年における主要株主の保有比率の重大な変動。
- (c) 企業の主要株主が異なる議決権を保有しているのかどうか、そうでなければその旨の否定的発言（negative statement）。

受入国における種類別の保有割合および受入国における登録株主数に関する情報。企業が知る限りにおいて、当該企業が直接・間接に、他の企業、外国政府、個人あるいは法人による所有あるいは支配を受けているかどうかについての説明。もしそうであれば、支配している企業、政府、個人あるいは法人の名称、および、議決権つき資本の所有額および保有比率を含む、支配の内容についての概要。

企業が知る限りにおいて、将来、当該企業の支配に変化をもたらすような影響を持つ契約についての説明。

イ．関係者取引 Related Party Transactions

企業の過去3事業年度の初めから書類の日付までの、当該企業と以下の関係者との間の取引または貸借に係わる情報が開示されなければならない。

- (a) 直接的にあるいは仲介者を通して間接的に当該企業を支配している会社、または、当該企業によって支配されあるいは当該企業の日常的な支配下にある会社。
- (b) 関連会社。
- (c) 当該企業に対して重大な影響を及ぼす議決権を、直接・間接に保有している個人およびその近親者。
- (d) 当該企業の事業活動の企画、指揮、管理に責任と権限を持つ個人（経営管理の中心人物）取締役およびその近親者など。
- (e) 上記(c)あるいは(d)に掲げた個人によって、大量の議決権が保有されている会社。あるいは、そうした個人が大きな影響力を行使できる会社。当該企業の取締役ないしは株主が所有している会社、当該企業と共通の中心管理者が所属している会社など。

近親者とは、当該企業と取引する個人に影響を及ぼす者、あるいは、それに影響される者である。関連会社（associate）とは、当該企業に重大な影響を受けあるいは当該企業に重大な影響を及ぼす非連結会社である。会社に対する重大な影響とは、当該企業の財務政

策および営業政策の意思決定に参加する権限のことで、これらの政策のコントロールを意味するものではない。当該企業の議決権の 10%を所有する株主は、当該企業に対して重大な影響力を持つと看做される。

開示が必要な内部者取引および貸借は以下の通りである。

当該企業およびその関係者にとって重要な取引の内容と範囲。あるいは、対象となる商品、サービス、有形資産、無形資産の内容や条件から見て異例な取引。

上述した個人のために当該企業やその親会社あるいは子会社が行った借入金の残高（あらゆる保証を含む）。この情報は、対象期間における残高の最大値、直近の残高、発生した借り入れや取引の内容、借り入れ利率を含む。

#### ウ．専門家および助言者の利害 Interest of Experts and Counsel

著名な専門家やカウンセラーが、非常勤として雇用され、当該企業またはその子会社の株式を所有し、あるいは、当該企業において、重要な直接・間接の経済的利害を持つ場合は、非常勤であることあるいは利害関係の概要を開示する必要がある。

## 8．財務情報 FINANCIAL INFORMATION

**開示の目的：**この基準の目的は、書類に掲載すべき財務諸表を特定し、同時に、対象とする期間、財務諸表の年数および財務的な内容を持つその他の情報を特定することにある。財務諸表の作成と監査に当たって利用が認められる会計の包括主文（the comprehensive bodies of accounting）および監査原則は、受入国によって決定されることになる。

### 《基準》

#### ア．連結表およびその他財務情報 Consolidated Statements and Other Financial Information

書類は、独立監査人による監査を受け、監査報告が添付された連結財務諸表を含むものでなければならない。財務諸表は以下から構成される。

- (a) 貸借対照表。
- (b) 損益計算書。
- (c) 所有者（owner）との資本取引および所有者への分配から生じたもの以外の株式移動、および、全ての株式異動（非所有者分の小計を含む）を記載した表。
- (d) キャッシュフロー表。
- (e) 財務諸表が準拠した会計原則の包括主文によって求められる関連注記およびスケジュール。
- (f) 財務諸表の本文に記載されていない場合、貸借対照表に掲載されている自己資本の各見出し（caption）における異動を分析した注記。

書類は、直近 3 事業年度をカバーし、監査基準の包括主文にしたがって監査された比較可能な財務諸表を含む。

監査報告は、この国際開示基準が監査済みの財務諸表に対して要求する期間をカバーしなければならない。監査人が年次会計に関する報告書の提示を拒否する場合、ある

いは、報告書が留保事項ないしは否認事項を含む場合には、受入国の証券監督当局が、当該財務諸表を受け入れるかどうかを決定することが出来るように、それらの拒否、留保、否認は、理由を付したうえで、その全てが開示されなければならない。監査人によって監査を受けた情報は、全て書類に含めなければならない。

監査済み財務諸表の最終年次は、募集ないしは発行の時から 15 ヶ月以上遡るものであってはならない。企業にとってはじめての公募であれば、受入国の監督当局が別の方法を許可しない限り、監査済み財務諸表は、書類がファイルされたときから 12 ヶ月以上遡ってはならない。その場合、監査済みの財務諸表は、全事業年度をカバーしないこともあり得る。

書類の日付が、直近の監査済み事業年度末から 9 ヶ月以上経過している場合には、少なくとも事業年度の最初の 6 ヶ月をカバーする未監査の（この場合、未監査である旨が記載されていなければならない）連結中間財務諸表を含むものでなければならない。当該中間財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー表、および（ ）所有者との資本取引、所有者への分配から生じたもの以外の株式異動を示す表、あるいは（ ）株式の全異動（非所有者部分の小計を含む）を示す表、を含む。これらの表は、それが直近の監査済み財務諸表からの主要な科目（line items）を含み、また、主要資産、負債および資本（貸借対照表の場合）、収入および支出（損益計算書の場合）、キャッシュフローの主要集計（キャッシュフロー表の場合）が含まれている限り、簡約された形式であってもよい。中間財務諸表には、過去の事業年度における同じ期間との比較が可能な表が含まれている。もっとも、比較可能な貸借対照表情報の要件が、年度末貸借対照表の提示によって満たされている場合にはその限りではない。財務諸表の本文に記載がない場合、貸借対照表に記載されている自己資本の各見出しの異動について分析した注記が提供されなければならない。中間財務諸表は、直近の年次報告日以降における企業の財務状況や業績の変化を理解する上で重要な出来事や変化についての説明を提供する、厳選された注記の開示を含むものでなければならない。書類の作成時点において、企業が、この基準によって要求されているよりも新しい時点までをカバーする中間財務諸表を公表している場合には、書類にはより直近の中間財務諸表が含まれているはずである。企業は、強制されているわけではないが、書類に独立監査人によってレビューされた中間財務諸表を掲載するよう推奨されている。そのようなレビューが行われ、書類の中でそれが言及されるとすれば、監査人の中間レビューのコピーが書類に掲載されなければならない。

輸出が企業の売上高の大きな比重を占める場合には、輸出版売総額およびそれが総売上高に占める割合を開示する必要がある。

訴訟および裁定手続に関する情報を開示しなければならない。この種の情報には、破産あるいは管財人による管理あるいは同じような手続に関係するもの、および、企業の財務状況や収益力に重要な影響を及ぼす第三者がかかわりを持つものを含む。

企業の配当政策について説明する必要がある。

#### イ．重要な変更 Significant Changes

年次財務諸表の作成時、あるいは直近の中間財務諸表の作成時以降において、重要な変化が生じたかどうか、もし生じたとすれば、それが開示書類に含まれているかどうかを開示しなければならない。

### 9．募集および上場 THE OFFER AND LISTING

**開示の目的：**この基準の目的は、募集ないしは上場、証券の配分計画およびその他の関連事項に関する情報を提供することにある。

#### 《基準》

#### ア．募集および上場の詳細 Offer and Listing Details

証券の予定募集価格あるいは価格決定の方法、および費用、とりわけ応募者や購入者にチャージする費用を開示しなければならない。

確立した証券市場がない場合、書類は、募集価格やワラントの行使価格、転換社債の転換価格の決定方法に関する情報を含むものでなければならない。当該情報には、価格を成立させたのは誰か、価格決定の公的な責任者は誰か、そうした決定の際に考慮すべきさまざまな要因および価格成立のベースとして利用されるパラメータなどの情報が含まれる。

企業の株主が優先買取権を有している場合に、その権利行使が制限ないしは取り消される場合、発行が現金取引であれば、当該企業は発行価格の根拠を開示する必要があり、同時に、その権利行使の制限ないしは取消しの理由、および、それが特定の個人の利益を図るものであれば、当該制限ないしは取消しによって利益を得る受益者を開示しなければならない。

募集ないしは上場される株式の価格推移に関する以下のような情報が開示される必要がある。

- (a) 直近 5 事業年度の株価：市場価格の年間高値および安値。
- (b) 直近 2 事業年度およびそれに続く期間の株価：市場価格の四半期ごとの高値および安値。
- (c) 直近 6 ヶ月の株価：市場価格の月別の高値および安値。
- (d) 優先買取発行については、直近 6 ヶ月における最初の取引日の市場価格、発行の告知前の最終取引日の市場価格、および、書類の発行に先立つ最終営業日の市場価格。

情報は、受入国の市場および受入国外の主要市場における価格に関して提供されなければならない。過去 3 年の間に、重要な取引の中断が発生した場合には、それを開示する必要がある。組織された市場において証券が常時取引されていない場合には流動性の欠如についての情報が提供されなければならない。

募集ないしは上場される証券のタイプおよび種類が提示され、以下の情報が提供されなければならない。

- (a) 株式が登録株式であるかどうか。株式の種類ごとに、発行株数、市場で入手可能な株数。一株当たり額面価格ないしは等価額および最低募集価格。
- (b) 譲渡手続きおよび株式の譲渡可能性の制限についての説明。

募集ないしは上場される証券によって証憑される権利が、他の種類の証券によって証憑される権利あるいは契約書その他の書類の条文によって大きな制限を受ける場合には、制限あるいは限定に関する情報およびそれが証券に証憑された権利に及ぼす影響に関する情報を含むものでなければならない。

上場あるいは募集される普通株以外の証券に関しては、それによって証憑される権利の概要を説明する必要がある。

- (a) 応募ワラント (subscription warrants) あるいは新株引受権 (subscription rights) が上場ないしは募集される場合には、求められる証券のタイトルおよび数量、発行済みワラントないしは権利の総額、ワラントないしは権利の行使期間および行使価格、その他当該ワラントないしは権利に係わる重要事項。
- (b) 上場または募集されるべき転換証券あるいは株式購入ワラントが買い戻しあるいは償還の対象となる場合には、証券の転換条件あるいはワラントの重要事項についての説明。この説明には、買い戻しあるいは償還通知に記載されている特定日以前に権利を行使しない限り、証券を転換ないし購入する権利を喪失するのかどうか、ワラントの有効期限ないしは満了日、買い戻しまたは償還通知の頻度および時期、当該通知は公表されるのかどうか、無記名証券 (bearer securities) のケースにおいては、投資家は、買い戻しまたは償還が発生したときに、転換ないし購入する権利の喪失を回避するための手はずを整える責任があるということなどが含まれていなければならない。

#### イ . 販売方針 Plan of Distribution

募集の引受会社あるいは保証会社の名称および所在地の記載が必要である。

企業の知りうる範囲で、主要株主、取締役、上級管理職、監督機関、行政機関が募集に応じようとしているかどうか、あるいは、5%以上の応募を行なおうとしている者がいないかどうかを開示しなければならない。

募集の対象となる特定の投資家グループがいるのであれば、それを開示する必要がある。募集が複数国で同時に実施される場合、また、トランシェ (tranche) が特定の投資家グループのために用意される場合には、そのトランシェについて開示する必要がある。

証券が、特定の投資家グループ、たとえば、株主、取締役、従業員および元従業員などのために用意されている場合には、その詳細を開示しなければならない。その他の選別的な販売手続きについても同様である。

たとえば、オーバーアロットメント・オプション (over-allotment option) あるいは「グリーンシュー」(greenshoe) の行使によって、募集総額が増える可能性があるかどうかについて開示する必要がある。

引受業者以外を通じて募集される証券の販売総額および販売計画の概要を開示する必要がある。証券が、ブローカーまたはディーラーの販売努力を通じて募集される場合には、販売計画およびそうした機関との合意事項あるいは了解事項についての説明が必要となる。募集に参加するブローカーあるいはディーラーを特定し、そのおのおのを通じた募集額を記載しなければならない。

証券が、上場コールオプション (exchange-traded call options) の文書に関連して募集されるものであれば、そうした取引の概要を説明する必要がある。

公式上場の承認を求めるための株式の組成とほぼ時を同じくして、同一種類の株式が非公式に (私的に) 引き受けられ、または、募集される場合、あるいは、別の種類の株式が、公募ないしは私募のために組成される場合には、当該オペレーションの内容およびそのオペレーションに係る株式の数量と特性の詳細が提示されなければならない。

後述する 10 のウ (重要な契約) に別段の記述がなければ、発行企業ないしは売却株主との契約にもとづく引受会社ごとの証券引受額とともに、引受関係の特徴 (features of the underwriting relationship) を開示する必要がある。この種の情報には、引受会社が証券の全てを取得して代金を支払うことをコミットしているかどうか、あるいは、引受会社が公募しようとしている証券だけを取得し代金を支払うよう求められる代理契約、あるいは、「最良努力」型の契約かどうかということについての説明が含まれる。

引受会社あるいはフィナンシャル・アドバイザーが発行会社と重要な関係を持っている場合は、その関係の内容および間柄 (terms) について開示する必要がある。

#### ウ．市場 Markets

企業は、その証券が発行され、上場され、取引されている全ての株式取引所およびその他の規制市場を開示しなければならない。取引所や規制市場への承認申請が行なわれている時には、上場が必ず承認されるという印象を与えることなく、これに言及しなければならない。わかっているならば、当該企業の株式が上場され取引される日を開示する必要がある。

#### エ．売却株主 Selling Shareholders

以下の情報が開示されなければならない。

株式の売却を申し出ている個人ないしは機関の名称および所在地、売却株主が過去 3 年の間に保有していた、当該企業ないしはその前任者または同僚との関係およびその他の重要な関係。

売却株主ごとに、株主によって申し出を受けた証券の数量およびクラス、発行済株式資本に対する比率、募集が特定される前あるいはその直後に売却株主によって利益目

的で所有されている証券のタイプごとの数量と割合。

#### オ．希薄化 Dilution

以下の情報が開示されなければならない。

過去5年間の取引で取得された株式、あるいは取得の権利を有する株式の、取締役、上級管理者およびその関係者に対する実質的な現金原価 (effective cash cost) と公募価格 (public offering price) との間に大きな開きがある場合、公募案における公開負担金 (public contribution) と上記個人の実質的な現金負担金 (effective cash contribution) との比較。

直近の貸借対照表の作成時点での、一株当たり募集価格と一株あたり純資産との差額として計算された、募集から生じた直接的な希薄化効果の総額および割合。

既存株主に対する引受募集のケースにおいては、彼らが新規募集を引き受けなかったとした場合の直接的な希薄化の総額および割合。

#### カ．発行費用 Expenses of the Issue

以下の情報が開示されなければならない。

引受会社、募集・販売代理業者、発行企業・発行者の間で合意されたディスカウントの総額またはコミッションの総額。当該コミッションの募集総額に占める割合、および、一株あたりのディスカウントあるいはコミッション額についても同様。

上場され募集される証券の発行および分売に関連して発生した費用の主要カテゴリー別に適切に区分けされた計算書、および、企業以外の費用負担者。証券が売却株主のアカウントのために売り出される場合には、当該株主が負担する費用部分。この情報は、将来の偶発事象を前提として提供されるものである。金額が不明の項目については、予測値が提供される。

### 10．追加情報 Additional Information

**開示の目的：**この基準の目的は、その大部分が法定されたものではあるが、書類以外ではカバーされない情報を提供することにある。

《基準》

#### ア．株式資本 Share Capital

財務諸表に含まれる貸借対照表の直近の作成日かつ直近の実行可能日 (latest practicable date) 時点における以下の情報が提供されるべきである。

発行済み資本金総額および以下に掲げる株式資本の種類別情報。

- (a) 授権株式数。
- (b) 全額払い込み済みの発行済み株数、および、発行済みではあるが全額支払い済みになっていない株数。
- (c) 一株当たり額面価額、あるいは当該株式が無額面株式であること。
- (d) 年度初めおよび年度末における発行済み株数の調整 (reconciliation)。

過去5年の間に、現金以外の資産によって資本金の支払いが行なわれた場合には、その事実を開示しなければならない。

資本を象徴しない持分 (share not representing capital) が存在する場合には、当該持分の数および主要な内容。

企業自身によって、または企業の子会社によって所有されている株式数、簿価、額面価額。

授権しているが未発行の資本、または資本を増やすような約束、たとえば、ワラント、転換社債など発行済みの株式関連 (エクイティーリンク) 証券、あるいは付与した新株引受権などがある場合、以下に掲げる情報の開示が必要。

( ) 発行済みエクイティーリンク証券の総額および授権資本の金額、必要に応じて認可の有効期限。

( ) 資本の追加部分の優先新株引受権を持つ個人のカテゴリー。

( ) 当該部分に対応する株式発行の条件、手続きおよび手順。

オプションを付与されている個人 (条件付あるいは無条件にオプションの付与を約束された個人を含む) については、個人の肩書きおよびオプションの適用を受ける証券の総額、オプションの行使価格、取得価格、有効期限。オプションを受けていない場合は、それを示す適切な否定的発言 (negative statement) が必要である。オプションが全ての株主および社債保有者に与えられている場合、あるいは、従業員持ち株制度に加入している従業員に対して与えられている場合には、氏名に関して言えば、氏名を開示することなく、その事実を記載するだけで十分である。

過去3年間の株式資本の推移。この情報には、当該期間におけるさまざまなクラスの株式に付帯されている議決権の変化について説明するとともに、同じ期間における発行済み株式総額および/または株式の数量とクラスの変化をもたらした出来事を特定することが含まれる。現金以外の考慮事項 (割引、特別条件の支払いあるいは分割支払いに係わる情報等) を含む発行の価格および条件については、その詳細を開示しなければならない。そのような発行がない場合には、適切な否定的発言が必要である。減資の額および減資比率もまた開示の対象となる。

株式の組成および/または発行に関する決議、承認、申請。その発行内容と発行額、事前に決まっているとすれば、組成および/または発行 (あるいは発行予定の) 株数。

#### イ . 定款 Memorandum and Articles of Association

以下の情報が提供されなければならない。

登録機関 (registor) とエントリーナンバー。企業の目標と目的 (objects and purposes) およびそれが定款のどこに書かれているかについての説明。

取締役に関しては、以下の事項に関する企業の定款あるいは、設立趣意書 (charter) および付属定款 (bylaws) 条項の要旨。

(a) 取締役が重要なかわりを持つ提案、取り決め、ないしは契約。

- (b) 定足数不足の中で、彼ら自身あるいは彼らが所属する機関に対する報酬案に投票する取締役の権限。
  - (c) 取締役が行使可能な借り入れ権限およびその借り入れ権限が有効とされうる方法。
  - (d) 年齢制限要件のもとでの取締役の定年あるいは非定年。
  - (e) 取締役になるために保有が求められる株式数。
- 以下に掲げる株式に付帯する権限、優先権、制限。株式のクラスごとに開示する必要がある。

- (a) 配当請求権。権利の有効期限および権利の行使に賛成する関係者の指摘を含む。
- (b) 議決権。取締役が任期満了時に再任を狙って立候補しているかどうか、集団投票が認められあるいは要請されている場合、その手続きの影響についての開示を含む。
- (c) 利益配分請求権。
- (d) 清算剰余金配分請求権。
- (e) 償還条項。
- (f) 減債基金条項。
- (g) 追加資本導入のための負債。
- (h) 大量の株数を保有する結果として、当該株主を差別することになる条項。

株主の権利を変更するために必要な対策 (action) についての説明。それが法によって要請される以上に有意義であるための条件を示しつつ、説明されなければならない。年次株主総会および臨時株主総会が招集される方法を統制する条件についての説明。実務的な条件を含めて説明する必要がある。

証券の所有権に関する制限についての説明。この権利には、非居住者ないしは海外株主が証券を保有しまたは議決権を行使する権利を含む。

企業支配の交代を遅らせ、延期しあるいは防止する効果を持ち、また、当該企業（あるいはその子会社）を巻き込んだ合併、買収あるいは会社再編に関してのみ有効な定款、設立趣意書、付属定款上の規定について、その概略。

開示が必要となる株主所有権の基準点を統制する付属定款の条項があれば、その条項。上述の から までの項目に関して、これらの分野において企業に適用される法律が受入国のそれと大きく異なっている場合、これらの地域における法律の有効性についての説明。

資本の変更を統制する定款によって課せられる条件が、法律で要求されるものよりも厳格なものである場合、その条件についての説明。

#### ウ. 重要な契約 Material Contracts

- ・ 企業あるいはグループのメンバーが当事者となっている重要な契約についての概要。ただし、通常の事業に係わる契約は除外してもよい。
- ・ この情報には、書類の公開直前2年間の日付、関係者、契約の一般的性質、取引条

件、当該企業やグループメンバーから支払われる、あるいは彼らへ支払う対価の額などが含まれる。

#### エ．為替管理 Exchange Controls

以下に影響を与える受入国の法律、法令、規則、その他の規制について説明しなければならない。

資本の輸出入。企業グループに利用される現金および現金相当物の入手可能性を含む。非居住者である証券保有者に対する配当金、利息などの送金。

#### オ．課税 Taxation

- ・ 受入国の株主がその対象となる税金（源泉徴収を含む）に関する情報。
- ・ この情報には、企業が源泉徴収の責任を負っているのかどうか、母国と受入国との間の相互租税条約（reciprocal tax treaties）の適用条項、あるいは、そのような条約が存在しないという声明などが含まれる。

#### カ．配当および支払い機関 Dividends and Paying Agents

以下の情報を開示する必要がある。

- ・ 配当制限がある場合にはその制限の全て。
- ・ 配当受給権の取得日、非居住者が配当請求を行なう場合の手続き。
- ・ 株式上場の承認時に、承認が行なわれる国において企業の支払い代理人となる金融機関。

#### キ．専門家の意見 Statement by Experts

意見あるいは報告が専門家によるものである場合、以下の情報を提供する必要がある。

- ・ 専門家の氏名、住所、資格。
- ・ 専門家の同意を得たうえで、専門家による意見あるいは報告が、掲載された形式と文脈の通りであるという趣旨の声明。

#### ク．備え付け書類 Documents on Display

企業は、書類の中で言及されている企業に関する書類がどこで点検されるかを指摘する必要がある。添付書類および備え付け書類は、通常、受入国の言語に翻訳される必要があり、あるいは、受入国の言語でその要旨が提供される必要がある。

#### ケ．子会社情報 Subsidiary Information

いくつかの国においては、財務諸表を作成する際に用いられる一般に受け入れられた会計原則の機関によって要求されていない場合には、企業の子会社に係わるある種の情報が提供されなければならない。